

改めて確認しよう！

ポジティブリスト制度 について

🍷 生乳の安全・安心を確保するために

🍷 消費者との信頼を築くために

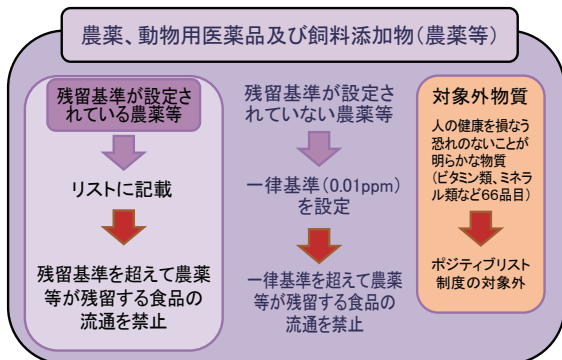
🍷 農薬等を適正に使用していることを証明するために

1 ポジティブリスト制度とは

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年5月30日公布)により、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という)に関するポジティブリスト制度が平成18年5月29日より施行されました。

本制度では、農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止としました。しかし、農薬等の残留を一切認めないと、不必要に食品の販売等が妨げられることが想定されることから、以下の通りに定められました。

ポジティブリスト制度における食品中の農薬等の残留基準の考え方



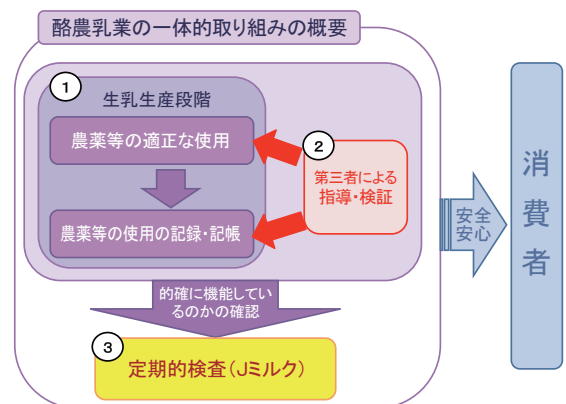
2 ポジティブリスト制度に対応するために

酪農乳業としてポジティブリスト制度に対応するためには、出荷・輸送・製造・販売・流通段階で農薬等が基準値を超えていないことが求められます。

そのために、使用されている全農薬等が基準値を超えて残留していないことを証明することが必要です。このため、効率的な「酪農乳業の一体的な取り組み」を構築して、消費者の信頼を確保していこうとしています。

3 酪農乳業の一体的な取り組み

酪農乳業の一体的な取り組みとして構築した①「農薬等の適正な使用とその記録・記帳」、②「第三者による指導・検証」、③「定期的検査」により、消費者の信頼を確保していこうとしています。



※第三者とは、地域における「支援組織」で、生乳生産者団体、乳業者、その他関係者で構成されている。

社団法人 日本酪農乳業協会

平成24年12月



生乳生産者の責務

— 生乳生産者も食品関連事業者です —

食品安全基本法（平成15年5月）における**食品関連事業者**とは農林漁業の生産資材・食品・食品添加物・容器包装等の生産・加工・輸入・販売その他を行う事業者で、**食品の供給に携わるすべての関係者**が含まれます。

（生乳生産者、集乳従事者、生乳販売者も食品関連事業者に含まれます。）

〔食品安全基本法〕

基本理念：国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

関係者の責務・役割：食品関連事業者の責務

基本理念にのっとり、

- 食品の安全性の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずる
- 正確かつ適切な情報の提供に努める
- 国等が実施する施策に協力する

農薬等を適正に使用していることの証明

農薬等を適正に使用していることを記帳・記録すること

（生乳受託契約に明記された生乳取引の決まりです。）

（食品安全基本法でも、正確かつ適切な情報提供を求めています。）



記帳・記録の
習慣化が重要

消費者からの信頼を確保することの成否を握るカギは…

- 生乳生産段階における農薬等の適正な使用とその記帳・記録
- 第三者による指導・検証

記帳・記録が徹底されなければ、生乳の安全性を証明することができません。

その場合、**集荷停止**などの厳しい措置も必要となります。

そのようなことにならないよう、みんなでしっかり取り組みましょう！

社団法人 日本酪農乳業協会（Jミルク）

住所：〒104-0045 東京都中央区築地4-7-1 築地三井ビル5階

電話番号：03-6226-6353（ダイヤルイン）

FAX番号：03-6226-6354

詳しくは(社)日本酪農乳業協会（Jミルク）
ホームページをご覧ください。

URL:<http://www.j-milk.jp/>